

附属物設置に関する注意事項

(共通項)

1. 附属物を設置する場合には、事前に許可を受けてから工事を実施してください。
2. 既存の設備、配管等への工事を行う附属物の取付けは、専門の業者が行ってください。
また、附属物の設置面積は1坪を限度とします。
3. 市営(改良)住宅を退去する場合、または附属物の使用を必要としなくなった場合には、申請者の負担で全て撤去し原状回復して無条件で明け渡していただきます。
4. 申請の内容に虚偽があった場合は、申請者において、すみやかに全て撤去するとともに原状回復していただきます。

(エアコンについて)

- ① 屋外への排気方法を確保できる取付のみ許可できます。

屋外に排気が可能であるなら、どこでもエアコンを設置できます。バルコニー側については比較的容易に設置が可能となっています。

バルコニー側の壁以外への設置について

○南吉野団地などの共用廊下がある公営住宅 (共用廊下への排気、室外機の設置は不可)

- ・ポータブルエアコン：屋外への排気が可能なら可
- ・壁掛けエアコン：室外機への排気が可能なら可

○宮川中央団地などの共用廊下がない公営住宅

- ・ウィンドエアコン：そのまま設置可能
- ・ポータブルエアコン：屋外への排気が可能なら可
- ・壁掛けエアコン：室外機への排気が可能なら可

- ② エアコン専用の電源を設置してください。また、既存のコンセントをエアコン専用として利用する場合、入居者が責任を負うものとします。なお、延長コードの使用を前提とした申請は許可できません。

○設置するエアコンの電圧、プラグの形状に対応する独立した電源を増設してください。

○団地によって工事方法が異なるため、施工業者に確認の上工事を行ってください。

※ウィンドエアコンについては、電源工事は不要ですが、接続するコンセントについてはエアコン専用にする必要があります。

- ③ 配管方法に指定はありませんが、いずれの方法においても退去時に原状回復が必須（電源関係についてはその限りでない）となります。

なお、工事完了後は附属物の設置状況が確認できる写真を提出してください。